事業番号 1 個票 ①

令和2年度事業報告書

事 業 名	環境教育推進事業費	新規・継続区分	継続
事 項 名	(1)環境情報の整備・発信(2)環境教育の普及促進(3)環境保全団体の顕彰(4)環境学習支援団体の認定(5)担い手連携セミナーの開催	開始年度	平成29年度
担当部署	山形県 環境エネルギー部 環境企画課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標(値)

○目的

- (1) 環境教育の拠点に位置付けられる環境科学研究センターの機能を一層活用し、環境教育の普及を促進する。
- (2) 環境問題の解決に主体的・積極的に取り組む人材を育成し、持続可能な社会の構築を目指す。

○目標

- ・ 環境学習施設利用者数の増 230人/年
- ・ 環境学習支援団体数の増 1団体/年

2. 概要

- (1) H29~R1に作成した環境学習プログラムの活用促進等、環境学習や地域の環境保全に関する情報を効果的に発信するため、HPを整備する。
- (2)環境科学研究センターの環境情報棟において環境情報の収集・発信、相談対応等を行うとともに、講師派遣により環境学習機会を提供する。
- (3) 地球環境や地域環境に関する活動において顕著な功績のあった個人・団体を顕彰し周知することにより、活動の促進と県民意識の醸成を図る。
- (4) 県内で施設の見学や講座等の提供を通じて環境学習を支援している団体を認定し、積極的な周知による活用を通じて、環境保全活動に取り組む人材を育成する。
- (5)環境保全活動や環境教育の実践者のスキルアップ及び連携を推進するため、環境地域づくり担い手連携推進セミナーを開催する。

3. 根拠法令等

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

事業番号 2 個票 ②

令和2年度事業報告書

事 業 名	地球温暖化対策推進体制整備事業	新規・継続区分	継続
事項名	(1)地球温暖化防止活動推進員の委嘱・候補者研修 (2)地球温暖化防止対策コーディネーター設置事業	開始年度	平成30年度
担当部署	山形県 環境エネルギー部 環境企画課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標(値)

$\overline{}$	\rightarrow	.1.1.
()	\mathbf{H}	
\ /	\Box	ויח

「山形県地球温暖化対策実行計画」に定める温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、県民・事業者・NPO・行政等の連携により、県民が一丸となって地球温暖化対策に取り組む推進体制の整備・強化を図る。

○目標

地球温暖化防止活動推進員数 1,000人(令和2年度) ※環境マイスター含む

2. 概要

- 地域において地球温暖化防止に向けた身近な普及啓発活動を担う地球温暖化防止活動推進員の公募・委嘱及び必要な研修を実施する。
- 各主体(地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会、市町村及び各種団体等)の連携・調整役として相談指導等の役割を担う地球温暖化防止対策コーディネーター(1名)を、山形県地球温暖化防止活動推進センター(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき県が指定)に委託し設置する。

3. 根拠法令等

地球温暖化対策推進法第37条

4. 事業内容等

- (1) ○地球温暖化防止活動推進員の公募 ※環境マイスターを除く
 - ・推進員委嘱数 合計191人、うち現役105人 (H16年度~R2年度末)
 - ・令和2年度の新規委嘱者は6人。
 - ○委嘱候補者に対する研修会の開催
 - ・毎年7月頃に推進員を募集し、応募のあった方を対象に研修会を3回開催し、地球温暖化に関する知識を習得いただいた後、推進員として委嘱する。
 - ・研修の内容は、9月から12月にかけて、①基礎研修(温暖化のメカニズム、県の施策、推進員の役割等)、②専門研修(エコドライブ講習の受講、再生可能エネルギー等)、③実務研修(県環境科学研究センターの見学、推進員の活動事例紹介、ワークショップ等)の3つの研修を行っている。
- (2) 山形県地球温暖化防止活動推進センターへの委託により、地球温暖化防止対策コーディネーター(1名)を設置した。

役割:各主体の連携・調整役として相談・指導等の実施

事業番号 3 個票 (3)

令和2年度事業報告書

事 業 名	省エネルギー対策推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	(1) 家庭・自動車のアクション推進事業 (2) 県民運動強化事業	開始年度	平成30年度
担当部署	山形県 環境エネルギー部 環境企画課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標(値)

○目的

温室効果ガス排出量削減のため、県民運動として家庭や事業所の省エネルギー対策を促進する。

○目標

- (1) 家庭のアクション参加世帯数 200,000人(令和2年度累計)
- (2) エネルギー消費量 △1% (平成25年度対比令和2年度)

2. 概要

(1) 家庭・自動車のアクション推進事業

山形県地球温暖化対策実行計画の中間見直しに掲げる新たな温室効果ガス排出削減目標達成に向け、温室効果ガス排 出割合の高い家庭部門及び自動車部門におけるCO2削減の取組みを推進し、県民の主体的な省エネルギー活動の促進 を図る。

- ① 家庭のアクション参加促進
 - 家庭での省エネ・節電等の実践内容を報告いただく「家庭のアクション事業」を展開する。
- ② エコ通勤・エコドライブの促進

「エコ通勤・エコドライブ推進」を春季(3~4月)・秋季(10~11月)の年2回から通年の取組みに拡充し、普 及啓発を強化する。

(2) 県民運動強化事業

県内の各種団体、各地球温暖化対策地域協議会、各市町村及び県等で組織する地球温暖化防止県民運動推進協議会を 推進母体として年間を通して省エネ県民運動を展開し、家庭・事業所・自動車の3部門を中心とした温暖化防止に向け た取組みの普及啓発、機運醸成を図る。

3. 根拠法令等

- 地球温暖化対策推進法
- 地球温暖化対策計画
- 山形県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

事業番号 4 個票 ④

令和2年度事業報告書

事業名	やまがた山水百景魅力アップ事業	新規・継続区分	継続
事項名	「里の名水・やまがた百選」の (1)選定、 (2)情報発信、 (3)活用推進	開始年度	平成30年度
担当部署	山形県 環境エネルギー部 水大気環境課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標(値)

○目的

地域の人々に育まれてきた湧水を「里の名水・やまがた百選」として県が選定し県内外に広く紹介することにより、水環境を大切にする心と郷土愛を育むとともに、地域の活性化を図る。

○目標

地域の人々に育まれてきた湧水を100選定し、県内外に広く紹介する。

(年 度) 30 31 R2 R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 (選定数) 43 53 63 73 83 93 100 (磨き上げ等活用促進)

2. 概要

- (1) 地域の人々に育まれてきた湧水を名水として選定(年間10箇所程度)
 - ・湧水を保全する団体等から地域の湧水を公募し、選定委員会での審議結果を踏まえて、県で名水として選定する。
- (2) 選定された「里の名水・やまがた百選」の情報発信
 - ・選定された名水を紹介するパンフレットの作成・配布や県HPにより広く紹介する。
- (3) 選定された「里の名水・やまがた百選」の地域おこしや観光資源としての活用推進
 - ・地域おこしや観光資源として活用できるよう、アドバイザーによる名水の「磨き上げ」事業等を行う。

3. 根拠法令等

なし

4. 事業内容等

(1)「里の名水・やまがた百選」の選定

名水の選定にふさわしい「良好な水質及びある程度の水量」を有し、「地域で保全活動が行われている」優れた湧水を公募し、選定委員会において審査のうえ毎年10箇所程度を「里の名水・やまがた百選」として選定した。 (令和2年度は7箇所を選定)

- (2)「里の名水・やまがた百選」の情報発信 「名水」を紹介するパンフレットを作成、配布するとともに県HPで広く情報発信を行った。
- (3)「里の名水・やまがた百選」の活用推進

<u> 湧水の保全団体等を対象にアドバイザーを派遣し、それぞれの湧水の活用等を進める上での課題や要望等に対してアドバイスを行った。</u>

○「掘り起こし」事業:

周辺環境の整備不足等により「里の名水・やまがた百選」への応募を見送った団体等に対して、今後の保全活動に向けた改善点等をアドバイスし、選定候補となる湧水の掘り起こしを行った。

○「磨き上げ」事業:

選定された名水のうち、ステップアップを希望する保全団体等を対象に、湧水環境の向上、地域づくり、観光等に係る専門家を派遣しアドバイスすることで、湧水を保全し、地域おこしに向けた湧水の活用を推進した。

事業番号 5

個票 ⑤

令和2年度事業報告書

事 業 名	鳥獣保護管理推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	(1) 愛鳥週間ポスターコンクール	開始年度	平成30年度
担当部署	山形県 環境エネルギー部 みどり自然課	終了年度	令和9年度

1.	目的及び目	煙 (値)	
.	$H H J / X \cup H$	1本(100)	١

○目的
愛鳥週間ポスターの原画となる絵画を県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童・生徒から募集し
その制作過程を通じて野鳥愛護思想の高揚を図る。また、入選作品は県のホームページに掲載し、広く県民に対して
野鳥愛護思想の普及、啓発を促進する。
I○日煙

) 当コンクール入賞作品について、野鳥愛護思想の普及、啓発を促進するため、県内7施設において巡回展示を行う。

2. 概要

愛鳥週間ポスターの原画となる絵画を県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童・生徒から募集し、 応募作品について審査を行い、表彰・公表するとともに、巡回展示を行う。また、入選作品の中から優秀な作品を 「令和3年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」に応募する。

3. 根拠法令等	
なし	

4. 事業内容等

- ・愛鳥週間ポスターの原画となる絵画を県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童・生徒から募集し、応募作品について審査を行い、表彰した。
- ・入選作品については、県ホームページで公表するとともに、県内7施設において巡回展示した。
- ・入選作品の中から、小学校、中学校、高等学校別に優秀な作品各3点を公益財団法人日本鳥類保護連盟主催の「令和3年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」に応募した。